# 米代川圏域流域治水協議会 規約

（設置）

第１条 「米代川圏域流域治水協議会」（以下「協議会」）を設置する。

（目的）

第２条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、米代川圏域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の構成）

第３条 協議会は、別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 事務局は、第１項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求める事ができる。

（幹事会の構成）

第４条 協議会の下に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 事務局は、第２項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求める事ができる。

（協議会の実施事項）

第５条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

１ 米代川圏域で行う流域治水の全体像を共有・検討。

２ 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

３ 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

４ その他、流域治水に関して必要な事項。

（会議の公開）

第６条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。

２ 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

（協議会資料等の公表）

第７条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、 個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（検討会の設置）

第８条 米代川流域において、洪水に伴う大規模な家屋浸水被害等が発生した際は、被災地域の速やかな水害対策の推進及び水害リスクの早期解消を図るために必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種調整、検討を行うことを目的に、検討会を設置することができる。

２ 検討会の構成は、米代川圏域流域治水協議会又は幹事会に準じるものとし、対象とする地域や施策の内容に応じて各検討会で決定する。

３ 検討会や成果の公開は、各検討会で判断する。

（事務局）

第９条 協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。

２ 協議会及び幹事会の事務局は、能代河川国道事務所 流域治水課及び秋田県 建設部 河川砂防課が共同で行う。

（雑則）

第１０条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

（附則）

第１１条 本規約は、令和２年９月１８日から施行する。
令和３年１月２５日に一部変更し施行する。
令和３年３月１２日に一部変更し施行する。
令和４年３月１０日に一部変更し施行する。
令和４年９月３０日に一部変更し施行する。
令和６年２月２８日に一部変更し施行する。
令和６年１０月２２日に一部変更し施行する。
令和８年２月１６日に一部変更し施行する。

〈別表1〉

米代川圏域流域治水協議会　構成員

| 構成員 | 能代市長 | |
|---|---|---|
| | 北秋田市長 | |
| | 大館市長 | |
| | 鹿角市長 | |
| | 小坂町長 | |
| | 藤里町長 | |
| | 八峰町長(オブザーバー) | |
| | 上小阿仁村長 | |
| | 八幡平市長 | |
| | 秋田県 | 総務部危機管理監 |
| | 秋田県 | 農林水産部長 |
| | 秋田県 | 建設部長 |
| | 岩手県 | 農林水産部長 |
| | 岩手県 | 県土整備部長 |
| | 秋田内陸縦貫鉄道(株) | 代表取締役社長 |
| | 国立研究開発法人<br>森林研究・整備機構<br>森林整備センター | 東北北海道整備局長 |
| | 農林水産省 | 東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所長 |
| | 林野庁 | 東北森林管理局　米代東部森林管理署長 |
| | 気象庁 | 秋田地方気象台長 |
| | 国土交通省 | 東北運輸局　鉄道部長 |
| | 国土交通省 | 東北地方整備局　能代河川国道事務所長 |

〈別表2〉

米代川圏域流域治水協議会　幹事会　　構成員

| 構成員 | 能代市 | 総務部　防災危機管理監 |
|---|---|---|
| | 能代市 | 都市整備部　都市整備課長 |
| | 能代市 | 都市整備部　下水道課長 |
| | 北秋田市 | 総務部　総務課長 |
| | 北秋田市 | 建設部　建設課長 |
| | 北秋田市 | 建設部　上下水道課長 |
| | 大館市 | 総務部　危機管理課長 |
| | 大館市 | 建設部　都市計画課長 |
| | 大館市 | 建設部　下水道課長 |
| | 鹿角市 | 総務部　総務課長 |
| | 鹿角市 | 建設部　都市整備課長 |
| | 鹿角市 | 建設部　上下水道課長 |
| | 小坂町 | 総務課長 |
| | 小坂町 | 建設課長 |
| | 藤里町 | 生活環境課長 |
| | 八峰町(オブザーバー) | 防災町民課長 |
| | 八峰町(オブザーバー) | 建設課長 |
| | 上小阿仁村 | 住民福祉課長 |
| | 上小阿仁村 | 建設課長 |
| | 八幡平市 | 産業建設部長 |
| | 秋田県 | 総務部　総合防災課長 |
| | 秋田県 | 農林水産部　農地整備課長 |
| | 秋田県 | 農林水産部　森林環境保全課長 |
| | 秋田県 | 建設部　河川砂防課長 |
| | 秋田県 | 建設部　下水道マネジメント推進課長 |
| | 秋田県 | 建設部　都市計画課長 |
| | 秋田県 | 建設部　建築住宅課長 |
| | 秋田県 | 鹿角地域振興局　総務企画部　地域企画課長 |
| | 秋田県 | 鹿角地域振興局　農林部　森づくり推進課長 |
| | 秋田県 | 鹿角地域振興局　農林部　農村整備課長 |
| | 秋田県 | 鹿角地域振興局　建設部　保全環境課長 |
| | 秋田県 | 北秋田地域振興局　総務企画部　地域企画課長 |
| | 秋田県 | 北秋田地域振興局　農林部　森づくり推進課長 |
| | 秋田県 | 北秋田地域振興局　農林部　農村整備課長 |
| | 秋田県 | 北秋田地域振興局　建設部　保全環境課長 |
| | 秋田県 | 山本地域振興局　総務企画部　地域企画課長 |
| | 秋田県 | 山本地域振興局　農林部　森づくり推進課長 |
| | 秋田県 | 山本地域振興局　農林部　農村整備課長 |
| | 秋田県 | 山本地域振興局　建設部　保全環境課長 |
| | 岩手県 | 農林水産部　農村建設課　水利整備・管理担当課長 |
| | 岩手県 | 農林水産部　森林保全課　保全・治山林道担当課長 |
| | 岩手県 | 県土整備部　河川課　流域治水課長 |
| | 岩手県 | 県土整備部　砂防災害課　砂防災害担当課長 |
| | 岩手県 | 県土整備部　下水環境課　下水事業担当課長 |
| | 岩手県 | 県土整備部　都市計画課　計画整備担当課長 |
| | 秋田内陸縦貫鉄道(株) | 運輸部長 |
| | 国立研究開発法人<br>森林研究・整備機構<br>森林整備センター | 東北北海道整備局　秋田水源林整備事務所長 |
| | 農林水産省 | 東北農政局　西奥羽土地改良調査管理事務所　企画課長 |
| | 林野庁 | 東北森林管理局　米代東部森林管理署　総括森林整備官 |
| | 林野庁 | 東北森林管理局　米代東部森林管理署　総括治山技術官 |
| | 気象庁 | 秋田地方気象台　防災管理官 |
| | 国土交通省 | 東北運輸局　鉄道部次長 |
| | 国土交通省 | 東北地方整備局　能代河川国道事務所　副所長 |